

板橋区感染症診査協議会運営実施要綱

(令和3年6月4日 区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、「板橋区感染症診査協議会条例」(平成11年3月3日条例第11号。以下「条例」という。)第9条に基づき、板橋区感染症診査協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(区長が別に定めるとき)

第2条 新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第6条第7項第3号に掲げるものをいう。以下同じ。)に係る議事の決定について、条例第6条第3項に規定する緊急その他やむを得ない場合として区長が別に定めるときとは、次に掲げる要件のいずれにも該当したときをいう。

- (1) 意見聴取の手続きを簡素化することについて、あらかじめ協議会の委員間において申し合わせがなされていること。
 - (2) 法第20条第1項の規定による勧告に係る入院又は法第20条第4項の規定による入院期間の延長について、診査の対象となる患者又はその保護者の同意が得られていること。
- 2 新型コロナウイルス感染症以外の感染症(以下この項において「当該感染症」という。)に係る議事の決定について、条例第6条第3項に規定する緊急その他やむを得ない場合として区長が別に定めるときとは、次に掲げる要件のいずれにも該当したときをいう。ただし、法第20条第4項の規定による入院の延長に係る議事の決定においては、次の1号から3号までの要件のいずれにも該当したときをいう。
- (1) 意見聴取の手続きを簡素化することについて、あらかじめ協議会の委員間において申し合わせがなされていること。
 - (2) 客観的な検査結果等により、当該感染症のまん延を防止する必要があると認められること。
 - (3) 勧告を行わなければ当該感染症のまん延が生ずる具体的危険があること。
 - (4) 法第20条第1項の規定による勧告に係る入院について、診査の対象となる患者又はその保護者の同意が得られていること。

付 則

この要綱は、令和3年6月29日から施行する。